

公益社団法人日本理学療法士協会非会員・休会者の審査料および掲載料徴収に関する要項

日本産業理学療法研究会

日本産業保健理学療法学会雑誌投稿規定「掲載に関する費用」の項にあたる審査料と掲載料については、以下のとおりとする。

第1条 筆頭著者または共著者のいずれかに公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「理学療法士協会」という。）非会員または休会中の理学療法士（以下、「非会員等」という。）が含まれる場合、非会員等1名あたり別表に定める審査料を徴収する。

2 前項の審査料は投稿受付時に発生し、一度納入された審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第2条 筆頭著者または共著者のいずれかに理学療法士協会非会員等の理学療法士が含まれた論文が採択された場合、非会員等1名あたり別表に定める掲載料を徴収する。

2 前項の掲載料は原稿受理時に発生し、一度納入された掲載料は取り下げ等、いかなる理由があっても返却しない。

第3条 理学療法士以外の者については、審査料および掲載料ともに無料とする。

第4条 審査料および掲載料は、日本産業理学療法研究会が指定する方法で納入する。審査料および掲載料の納入が確認できた論文から受付・公開を行う。納入にかかる費用は投稿者の負担とする。

第5条 本項の改廃は日本産業理学療法研究会理事会の決議による。

別表. 審査料と掲載料の詳細

	審査料	掲載料 (刷上がり1ページあたり)
理学療法士協会 会員	無料	無料
非会員 (理学療法士)	¥11,000 (税込)	¥11,000 (税込)
非会員 (他職種)	無料	無料

※消費税率の改定があった場合は、改定後の金額とする。